名称　屋那覇島東方灯標
位置
所在地　伊是名島三角点（沖縄県島尻郡伊是名村）の南方約三・一キロメートル
北緯　二六―五三―三一
東経　一二七―五六―二〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十六年十月二日

名称　歌津埼灯台
位置
所在地　宮城県本吉郡南三陸町（歌津埼）
北緯　三八―四一―五二
東経　一四一―三三―三五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで五一メートル
変更年月日　平成二十六年十月三日

名称　広島港元宇品東防波堤北灯台
位置
所在地　広島県広島港第一区（元宇品東防波堤北端）
北緯　三四―二〇―四八
東経　一三二―二七―五九
変更した事項
業務休止
変更年月日　平成二十六年十月三日
記事　一時変更

名称　大分港液化ガス備蓄指向灯
位置
所在地　大分県大分港（大分港日吉原泊地東防波堤灯台の東南東方約三九〇メートル）
北緯　三三―一五―二六
東経　一三一―四六―三〇
変更した事項
灯質　不動白光（可航水路表示）
不動緑光（左舷側表示）
不動赤光（右舷側表示）
光度　白光九二、〇〇〇カンデラ　緑光一八、〇〇〇カンデラ　赤光一四、〇〇〇カンデラ
光達距離　白光三・〇海里　緑光一・五海里　赤光一・五海里
記事
一　白光は一九三・〇度を中心として幅約五度で可航水路を示す。緑光（幅約三度）及び赤光（幅約三度）はそれぞれ水路の左舷側及び右舷側を示す。
二　この指向灯は、昼間船舶が入出港する際に点灯する。
三　大分液化ガス共同備蓄株式会社大分事業所管理
変更年月日　平成二十六年十月三日

○海上保安庁告示第九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　佐木港本佐木一文字防波堤北灯台
位置
所在地　広島県佐木港（本佐木一文字防波堤北端）
北緯　三四―二一―三二
東経　一三三―〇七―〇八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日　平成二十六年十月七日

名称　内浦港防波堤灯台
位置
所在地　福井県内浦港（内浦防波堤外端）
北緯　三五―三二―一九
東経　一三五―二九―四〇
変更した事項
名称　内浦港内浦防波堤灯台
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十六年十月七日

名称　秋田第二南防波堤北仮設灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯　三九―四六―五九
東経　一四〇―〇〇―一五
変更した事項
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二・三メートル　平均水面上から灯火まで五・四メートル
変更年月日　平成二十六年十月八日

名称　岩城港浜防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県越智郡上島町（岩城港浜防波堤外端）
北緯　三四―一四―三五
東経　一三三―〇八―五〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十六年十月八日

名称　寺浜灯台
位置
所在地　宮城県本吉郡南三陸町（寺浜）
北緯　三八―三八―一〇
東経　一四一―三一―三九
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで四九メートル
変更年月日　平成二十六年十月九日

名称　セントレアタンカールート第三号灯標
位置
所在地　常滑港南防波堤灯台（愛知県常滑市）の南方約四・八キロメートル
北緯　三四―五〇―〇六
東経　一三六―四九―五五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで八・一メートル
記事
一　附属施設　レーダー反射器
二　中部国際空港株式会社管理
変更年月日　平成二十六年十月九日

名称　橘港小勝島南方第一号灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・二キロメートル）
北緯　三三―五一―一〇
東経　一三四―三九―二九
変更した事項
名称　橘港小勝島南方第一号灯浮標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
光度　実効光度一八カンデラ
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十六年十月九日
記事　一時変更

名称　橘港小勝島南方第三号灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・六キロメートル）
北緯　三三―五一―〇二
東経　一三四―三九―一五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・四メートル　平均水面上から灯火まで四・三メートル
変更年月日　平成二十六年十月九日
記事　一時名称等変更中のところ高さ変更のうえ復旧